



1953年生まれ。元福島大学教授。専門は自治体政策。避難者調査を続け「原発避難者「心の軌跡」」出版。

いまあきら
今井 照さん

地方自治総合研究所・主任研究員

生活再建 支援ではなく賠償を

「復興五輪」は最初からフライングショットだった。この10年、国は原発事故処理に必要な法整備や「次に備える制度」づくりが十分ではありませんでした。例えば「廃炉法」は今もって存在しない。廃炉の定義がないので、国がいつでも「はい、これで廃炉は完了」と言えてしまう状態です。

原発事故避難は、避難が広域に及び期間が長期化し、避難者数は大量になる。その特徴を踏まえれば、まず避難元と避難先の拠点居住の権利、つまり避難する権利を「個人の権利」としてしっかり法制化する必要があった。その上で、住宅再建を柱とする支援法を整備するべきでした。

自然災害を想定した災害救助法は国が被災者を「支援」する仕組みですが、原発事故は人為的な災害なので、被災者は「賠償」で元の生活を取り戻すのが大原則です。特に住宅再建は喫緊の課題ですから、まずは国が被災者の住宅を再建して、その経費を事故の加害者に求償する法制度が必要でした。それを自然災害と同様に処理しようとするならば、国家公務員共済の返金問題のような事態が復活化するのです。

賠償のしんがれが整わず、国の原子力損害賠償紛争解決センターも機能しなかったことで、被災者個人が東京電力のような大企業と対峙しなくてはならなかった。今も各地で原発避難者による損害賠償請求訴訟が続いていますが、適切な賠償の機軸があれば、簡便な早期の解決があったはずです。

そして何より被災者の多くが不安に思うのは健康問題です。初期被曝の影響を心配する人々に対して、検査費用や被曝の影響と思われる症状が出た場合の治療費を生産にわたって国が保証する法整備も必要です。

昨年あたりから、福島県を筆頭に国や自治体は外から住民を呼び込む移住政策を強調し始めましたが、本来「復興」とは、地域空間を建物や移住者で埋めることではなく、被災した個々人の生活を再建されることです。避難者の生活も含まれます。

そもそも原発事故の当事者は福島の人たちだけではない。国民全体のものです。いま我々が直面するコロナ禍と同様に誰かが当事者となり犠牲があれば、「復興五輪」やオリンピックは生み出されることがありません。

(記者・山本洋田宗彦)